

新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

**新潟県教育委員会規則第 3 号**

新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則

新潟県立近代美術館規則（平成 5 年新潟県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| (観覧料等の免除)<br><b>第13条</b> 条例第 8 条の規定により、次の各号の一に該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に掲げる者の観覧料、特別観覧料の全部を免除する。<br>(1) (略)<br>(2) 小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の初等部若しくは中等部の児童又は生徒が教育課程に基づく教育活動をする場合の引率者<br>(3)～(11) (略)<br>2～3 (略) | (観覧料等の免除)<br><b>第13条</b> 条例第 8 条の規定により、次の各号の一に該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に掲げる者の観覧料、特別観覧料の全部を免除する。<br>(1) (略)<br>(2) 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の初等部若しくは中等部の児童又は生徒が教育課程に基づく教育活動をする場合の引率者<br>(3)～(11) (略)<br>2～3 (略) |

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。